

害獣駆除報奨金不正受給問題

鳥獣被害防除・捕獲対策事業について問う。

報償金不正受給問題がマスコミを賑わしており、その対応が全国的に注目されている。市長は3月議会で『駆除していないのにしているという偽りの報告、断じて許せない』と発言があった。全員協議会で説明を受けたが、疑問が残っているので質問する。

質問：有害鳥獣駆除制度とはどのようなものか、及び鳥獣被害について、市民からの相談を受けてから、駆除指示、駆除、報償金支払いまでの手続きについて説明を求める。

農林水産部長：有害鳥獣捕獲報償費制度とは、鳥獣個体数の増加による農林産物等の被害を抑制するため、狩猟期以外の期間において、霧島市捕獲隊に属する捕獲従事者に対して捕獲指示を行い、当該鳥獣を捕獲した捕獲従事者が提出した「報告書」「尾や両耳等の現物」「個体写真」等の証拠品を、市で確認の上、報償費を交付している。ただし、鳥獣保護区については、狩猟期も捕獲指示の対象となる。なお、主な鳥獣の1頭当たりの報償費の額は、イノシシ・シカの成獣が1万2千円、サルが2万8千円、アナグマ・タヌキが6千円である。

質問：駆除に出動しても捕獲できない事も多々あると聞く。市の要請を受けての仕事であることからせめてガソリン代、昼飯代程度の手当てを支給すべきではないか？

農林水産部長：当該事業は、国の交付金制度を活用しており、補助対象経費が「捕獲」及び「捕獲個体の処理経費」に限定されていることや、ガソリン代や昼食代等は、真に当該捕獲に当たって支弁されたものであるかを確認することが困難であることなどから、現制度の中では支給することは難しいと思われるが、出動しても捕獲できない場合や、1頭の捕獲であっても多人数で班構成されている場合があることなどを踏まえ、今後、県とも協議して行きたい。

質問：新聞では害獣駆除は行ったが申請書類の画像に問題があったと報道されている。駆除を行っていないのに駆除したとの事実があったかを問う。

農林水産部長：有害鳥獣捕獲報償費制度においては、当該鳥獣を捕獲した捕獲従事者が提出した「報告書」「尾や両耳等の現物」「個体写真」等の証拠品を、市で確認の上、報償費を交付している。本事案の検証に当たっては、固体写真の比較により「虚偽の疑いがある」と市が判断した全ての者に対し、聞き取り調査を行った。聞き取った範囲では「実際に捕獲はしたが、写真の不備等で別の写真を提出した」との回答であった。

従って、検証の判断材料としては、「個体写真」と「本人の証言」しか無いことから、「駆除を行っていないのに、駆除をした」と報告されたような事実は、確認できなかった。しかしながら、本事案については様々なご意見があることも踏まえて、市としては、二度とこのような事案が発生することのないよう、制度の厳格かつ適正な実施に努め、再発防止に全力を尽くします。

質問：市は霧島地区の不正を認めない者に対して説得すると言うが、説得とはどのようなものか、29名の不正を認めた物方に対して誰がどのような立場でどのように説得したかを問う。

農林水産部長：虚偽報告の疑いがあると判断した者に対して、本年2月以降、職員が複数で自宅を訪問するなどして、提出された「虚偽の疑いのある写真」について、聞き取り調査を行った。聞き

取り調査の方法としては、同一の個体であると疑われる写真を見せた上で、複数の申請に同一の個体を使用していないかを確認してもらった。

その際、写真の個体が同一であるかという事実を確認するという点に留意して聞き取りを行い、状況に応じて、更に、その理由等についても確認した。

質問：29名が不正を認め、報償金返納の誓約書を出した。この29名の適切と認められた報償金、及び捕獲頭数を問う。

農林水産部長：個人の特定につながりうる情報であると判断されるので、答弁はしない。

以下、質問席

Q：不正発見者は市の職員であると新聞報道されている、事実か？

農林水産部長：昨年7月に事務処理をしている中で市の職員が発見した。

Q：猟友会から不正の指摘を行ったから判明したのだと聞いた。猟友会の考えは間違いか？

林務水産課長：時期が明確ではない、市の職員が事務処理上、不正を確認したのは昨年7月である。

Q：4年間の捕獲頭数の総数は11,327であるが、検証方法の説明を求める。

農林水産部長：虚偽の事実が発覚してから内部で聞き取り調査を行った。その後、検証目的の組織を立ち上げた。職員、総合支所等も一緒になり、グループ長以下2～3名で総合支所毎に写真を中心にした検証を実施、その中で虚偽が認められるものについて、検討委員会（農林水産部長、外部委員、獣医師）で協議し最終的に件数をまとめた。

Q：市が判断した全てのものに対し、聞き取り調査を行ったとの答弁であるが、あらかじめ市の職員が疑わしいものを分けたということか？

農林水産部長：市の職員のチーム、捕獲隊の役員も入り検証をした。獣医師もメンバーだった。写真的に判断し辛いものについては写真の専門家も入ってもらい最終的な確認を行った。

Q：11,327件、全て照合したか？

林務水産課長：基本的には1万数千百件をそれぞれ総合支所と本庁に分かれて、それぞれの場所で確認を行い、持ち寄って最終的にまとめた。

Q：総合支所の案件と本庁の案件とは比較していないのか？

林務水産課長：総合支所で不正が認められるものが上がってくる。本庁で集約し、その中でさらに詳細な検証を行った。

Q：総合支所と本庁、総合支所間のダブリを確認したか？

林務水産課長：総合支所と本庁、総合支所間の突合せは行っていない。

Q：完璧な調査は行っていないという事か？

農林水産部長：写真で虚偽であるかを判断する。狩猟したものは総合支所で指示をし、総合支所に持ってくる。中央班は本庁、または確認場所に持ってくる。支所をまたぐ流用は確認していない。完璧でないといわれれば、そのとおりである。捕獲隊とは信頼関係の下にそれぞれの総合支所でずーっとしてきている。総合支所に持ち込まれた方は信頼の置けるものを持ってきていると考えた上での検証である。

Q：不正が分かったわけである。牧園⇄霧島、霧島⇄横川を比較すべきではなかったか？

林務水産課長：写真には表示板があり、同じ個体の使いまわしがあっても写真の上では判断が出来ない。

Q：ちゃんとした判断がされていないと思う。猟期のイノシシ、シカの耳、尻尾を冷蔵保管し駆除したときの写真のセットで駆除したとの新聞報道がある。このような事実はあったか？

林務水産課長：確認していない。

Q：新聞報道は間違いか？

林務水産課長：冷凍をしてそのような事を行っているかの事実の聞き取りを行っていない。

Q：猟友会から、そのような訴えはなかったか？ 調べる必要があったのでは？

林務水産課長：市の補助金交付要綱に違反しているか、虚偽の報告をしているかであって、虚偽の報告とは虚偽の写真を提出している事を第一義的に聞き取りした。相手と市との事情が許せば、さらに詳しい聞き取りを伝えた。その中では殆どの方が確実に捕獲はしていると言っている。それからさらに進んで、冷凍したものをと言ったような事までは話は及ばないというような流れになっている。

Q：市が不正と指摘した29名の方々は、疑いを掛けられたものについて全て認めたか？ 一部否認があったか？

農林水産部長：基本的には、最終的に認めた。

Q：市の職員ではなく、猟友会の方に不正を認めていない方への説得行為を依頼したことはないか？

農林水産部長：確認していない。

Q：私はその事の確認をしている。その時に不正を少なくするから認めろという説得を行ったと聞いている。確認していないか？

農林水産部長：聞いていない。

Q：極めて不鮮明な調査だと思う。市は写真の不備で受理し、後で問題ありに変わったとの新聞報道もある。事実か？

農林水産部長：いつの時点で、そのように認めて、最終的というのは5月末、最終報告した時である。何時の時点でそれを認めたのかという事が少し分かりづらい部分がある。検証の中で、昨年末頃から、やってきて5月末までの検証の中で色々な事実はあったと思う。結果的には今回の最終報告が全てである。

====

以下の全協での発言について本人の弁明は以下のとおりです。正確性に欠けていたことを認め、議事録の訂正を行っていただきました。

捕獲した約300頭以上の中に同一個体の写真があったことの指摘を受け、写真については添付ミスがあった事実を認める。

「市の了解のもと、別個体の写真を添付した」というような表現は、1月12日に提出した資料で「了解を得たもの」ということを指し、別個体の写真を市が提出するように勧めたものではない。

Q：具体的に言うが、全協で議員が発言したことだ。写真の使い回しを市と県が認めたと発言している。この事に対してどうか？

農林水産部長：反問、市が他の写真を使ってもよいと、議員が発言したとの事で良いか？ 市が虚偽の写真を使っても良いとの発言があったとの質問という理解で良いか？

Q：全協の場で御本人が写真を撮っていなかった。写真の不備があった、だからどうしようかと市に相談をした。市の職員が別な写真でいいですよということと、県も認めているとの発言があった。承知していないという事か？

農林水産部長：そのような事実は聞いていない。

Q：全協発言は確認してください。虚偽は無かった、写真の張り間違いだ、捕獲はしている、そのような考えか？

農林水産部長：聞き取りを行った中では、皆さんそのように言っている。

Q：捕獲の事実を認識しているのであれば、何故返金を求めるのか？

農林水産部長：補助金の交付要綱に反している。返納してもらい、国に自主的に返納する。

Q：再確認する。駆除していないのに、駆除しているとの偽りの報告は無かったという事で良いか？

農林水産部長：正確に言うと事実が確認出来ていないので、そのような報告については確認が取れなかった。

Q：罾はチームで行うか？

農林水産部長：加勢を貰うことはあろうが、基本的には単独で行う。

Q：罾の設置数の制限は？

農林水産部長：前年度までは30個、29年度は30個を、もしくはそれ以上設置が可

Q：市が認めた証紙はあるか？ 証明するものは？

農林水産部長：有害鳥獣捕獲許可事務取扱マニュアル（鹿児島県自然保護課発行）の猟具に獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合、従事者一人当たりの罾の設置個数は30個以内とする。本年3月の改正で、原則30個以内が変わった。

Q：虚偽、問題のあった時は30個以内の制限ありか？

農林水産部長：そうです。

Q：画像は平成25年の4月から6月までの牧園のデータです。3ヶ月で257という数字がある。報償金が141万円、1日当たり2.9頭。左側に班長名とある。これは班か？、個人か？

農林水産部長：個人毎の頭数では無く、班毎の合計である。

Q：先ほどの質問で罾はチームか、1人かと質問している。

農林水産部長：罾の場合、個人として上がってくる。

Q：データを見ると、この方は3ヶ月間にシカ：91、イノシシ：35、アナグマ：76、タヌキ：55、合計257頭である。この捕獲は可能か？

農林水産部長：数名の合計である。

罾は個人という単位になるが、この数字は、5～6名の合計である。班という単位の数字である。

Q：牧園には表記載の班があるということか？

農林水産部長：申請されている班の単位である。

Q：牧園には10個の班があるという事で別途確認はする。害獣駆除に関わった方からの情報であるが、毎日毎日2.9頭を捕獲しているが、その処分方法が気になる。捕獲害獣の処分、処理はどのように行われているか？

農林水産部長：基本は埋設である。

Q：適切に埋設されている事の確認を行っているか？

農林水産部長：埋設確認は行っていない。

Q：私の耳には牧園で捕獲鳥獣を山にほったらかしていると届いています。

今回の処分で一頭の場合は2ヶ月資格停止、2件以上は1年という処分になっている。猟友会からは2頭と40頭の処分が同じでは納得できないという声がある。

農林水産部長：今回の処分は、色々な期間の定め方があるだろう。その中で一件は過誤、過失も多いただろう、2件、3件、どこで分けるか、いかにも多い10件、20件は過誤と言っても多すぎる。この場合、一件と複数という形で区別した。

Q：猟友会では2頭と40頭を同じ扱いにする事には納得できないという声がある。

猟友会規約には有害鳥獣捕獲の実施において不正行為を行った時には除名の条項があるそうだが承知しているか？

農林水産部長：規約については知っている。

Q：猟友会は虚偽、捕獲しているのに書類上の虚偽と市は言っているが、猟友会はそのように受取っていない部分もある。除名の理由に当たるとして猟友会から、今回の29名の名簿提供要請があったら、どのように対応するか？

農林水産部長：猟友会と良く話し合いたい。先ほどの処分については猟友会にも話をし最終的には納得してもらった。

Q：処分を受けた方に貸与している箱罟とか、標識の回収は行うか？

農林水産部長：貸与している分については、今後検討しながら、そのような事も考える。

Q：処分を受けて一年間猟をしないわけである。不正を考えた場合、すぐに回収すべきではないか？

農林水産部長：効率的な使用をする為に回収に当たりたい。

Q：30番目の否認している方は認めたか？

農林水産部長：交渉中である。

Q：交渉か？

農林水産部長：色々な意味での確認である。

Q：何時頃までに終わらせる予定か？

農林水産部長：相手の居る事であるが、出来るだけ早く形をつけたい。

Q：政府答弁と全く同じである。用途は述べてもらいたい。この件は全国的に注目されている。

農林水産部長：個人に関することであり、詳しくは言えない。市が接触できない事情とか、あったりする。一回目の話をする為に今後取組む。

Q：まだ、接触していないのか？

農林水産部長：連絡は取っている。

Q：家も知っているはず。そうすると何時までにという事になる。

農林水産部長：先方の都合の為としか言えない。

Q：この件で29名、もしくは30名、これで霧島市の調査は終わりか？

他は全て疑いなし、真っ白という認識か？

農林水産部長：現在はそのようなつもりである。

Q：先ほどの全協での議員の発言もあり、どうも不透明なところが多い。私は霧島市の調査の限界ではないかと思う。司法の判断を仰ぐとか、まだ他にもあるのではとの疑いを持つ。同じような考えを持つ方と話し合っ、どのような対応をするかを検討する。